

事務連絡
令和4年2月15日

各 都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大下におけるがんや循環器病などの
疾病を有する者に対する適切な医療提供体制の確保について

平素より、がんや循環器病等の医療提供体制の確保に御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

今般、オミクロン株の感染拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症患者が急増しており、医療機関においても、医療従事者やその家族の感染者や濃厚接触者が増加し、通常医療を含め診療継続が困難な状況が生じているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の重症化のリスク因子として、高齢者、基礎疾患（心血管疾患、糖尿病、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病等）が指摘されています。

このため、がんや循環器病などの疾病を有する者に対する医療提供体制を維持しつつ、新型コロナウイルス感染症患者に対する適切な医療提供体制の確保を進めることが重要であることから、これまで各都道府県等に周知してきた診療体制の確保・維持に向けた対応等について下記の通りまとめましたので、内容を御了知の上、関連機関へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡と同内容を一般社団法人日本脳卒中学会及び一般社団法人日本循環器学会にも示しておりますので、各都道府県におかれましては、関係学会と一層の連携の上、ご対応頂きますよう改めてお願い申し上げます。

【照会先】

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
電 話：03-3595-2192
FAX：03-3593-3293
担 当：桑原（政）・溝上

記

1 診療体制の確保・維持に向けた対応について

(1) 院内感染対策の徹底

- 医療機関においては、医療機関内での感染拡大防止の観点から、令和2年7月31日付け事務連絡「医療機関における院内感染対策のための自主点検等について」など過去に発出している事務連絡及び厚生労働省HPの医療機関向け情報のページを参考に、改めて自施設の院内感染対策について確認の上、適切な対応がとられるよう、職員等に対し周知徹底を図るようお願いいたします。

(参考)

- ・医療機関における院内感染対策のための自主点検等について(令和2年7月31日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000655349.pdf>
 - ・医療施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(令和2年10月15日付け厚生労働省医政局総務課ほか連名事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000685821.pdf>
 - ・感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制確保について(別添10)(令和2年12月25日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000712411.pdf>
 - ・厚生労働省医療機関向け情報(治療ガイドライン、臨床研究など)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00111.html
- 医療機関においては、院内感染が発生した場合、「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制確保について」の別添10「新型コロナウイルス感染症の院内感染の早期収束と入院・外来機能への影響の最小化」(令和2年12月25日付け事務連絡)を参考に、必要な対応を確実に行うようお願いいたします。
- また、各都道府県では、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れ

る医療機関等に対し、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した補助を実施しているため、必要に応じて補助金の申請を都道府県に御相談下さい。

(2) 医療従事者等が濃厚接触者となった場合の取扱い

- 濃厚接触者である医療従事者については、「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月13日付け（令和4年1月18日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に沿って、ワクチンを2回以上接種済みであること、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であることや毎日業務前の検査での陰性確認などの要件を満たせば、濃厚接触者の待機期間中であっても、不要不急の外出に当たらずに医療に従事することが可能です。

(参考)

- ・ 医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（令和3年8月13日付け令和4年2月10日一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000896579.pdf>

- また、当該濃厚接触者である医療従事者がオミクロン株の濃厚接触者である場合は、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け（令和4年2月2日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）4の＜濃厚接触者の取扱い＞に沿って、社会機能維持者として取り扱うことが可能であり、その待機期間について、4, 5日目に抗原定性検査キットを用いた検査を行うことで、5日目に解除するといった対応が可能です。当該濃厚接触者が従事する医療機関で濃厚接触者の待機期間解除のために PCR 検査又は抗原定量検査を実施（他の民間検査機関等への委託によりこれらの検査を実施している場合を除く。）している場合に限り、4, 5日目の抗原定性検査キットを用いた検査に代えて、5日目に PCR 検査又は抗原定量検査を実施し、陰性を確認した場合も、待機期間を解除して差し支えありません。
- また、濃厚接触者である同居家族等の待機期間については、
 - ・ 当該検査陽性者の発症日（当該検査陽性者が無症状（無症状病原体保

有者) の場合は検体採取日)

又は

・当該検査陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として起算することとされています。ただし、当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日(当該別の家族が無症状の場合は検体採取日)を0日目として起算し、また、当該検査陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算することとされています。

(参考)

・新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について(令和4年1月5日付け令和4年2月2日一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf>

(3) 医療従事者の子どもの受入れ体制

- 通常時に預けている保育園等が休園となった場合、地域医療介護総合確保基金等を活用して、病院内保育所を運営する医療機関における看護職員等の子どもの保育に病院内保育所を積極的に活用いただくとともに、近隣の医療機関の看護職員等の子どもも病院内保育所を利用できるよう、病院内保育所の柔軟な運用をお願いいたします。
- また、小学校等の休業等に伴って、病院内保育所等において臨時・追加的な学童保育を実施した際に、追加的に人員を配置することに要する経費の財政支援(小学校の臨時休校等に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業)が活用可能です。
- さらに、子どもの世話が必要となるため、勤務継続が困難となることも考えられるところ、地域の医療提供体制を維持するため、都道府県ナースセンター等を活用し、代替要員の確保に努めるようお願いいたします。

(参考)

・病院内保育所における看護職員等の子どもの受入等について(令和4年1月27日付け厚生労働省医政局看護課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889670.pdf>

(4) 救急患者の受入れ、連携体制

- 今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、一部の自治体においては、救急搬送受入困難事案が増加しています。救急医療機関における救急患者受入れのための取組については、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた等の条件を満たす保険医療機関等において、定数超過入院の減額措置が適用されないこと、即応病床等に救急患者の受入れが可能なこと、新型コロナウイルス感染症疑いの患者を含めた救急患者を円滑に受け入れるための設備の整備に関しては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のうち、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」等の活用が可能であること等を踏まえ、各医療機関において、積極的な受け入れをお願いいたします。

(参考)

- ・医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組について(令和4年1月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889673.pdf>

- また、いわゆる退院基準を満たす以前でも、入院患者が医師に入院治療の必要ない軽症であると判断された場合等(目安として「入院日を0日目として、4日目以降の時点で中等症Ⅱ以上の悪化を認めないもの」のこと等をいう。)には、転院のみならず自宅療養・宿泊療養に移っていただき必要に応じて適切な健康管理を行っていくという対応が可能です。各医療機関におかれては、循環器病等の急性期治療への対応の必要性等も踏まえ、病床の確保等に向けて、本取扱いについても積極的に検討いただくようお願いいたします。ただし、60歳以上の患者については、入院から4日目以降に中等症Ⅱ以上となった患者も一部存在したことから留意いただくとともに、B.1.617.2系統(デルタ株)の場合、発症10日目以降に中等症Ⅱ以上となった患者も存在したことから、入院症例については、L452R変異株PCR検査及びゲノム解析を優先的に実施し、デルタ株と判明した場合には、本取扱いを行わないようお願いいたします。

(参考)

- ・オミクロン株の感染流行を踏まえた医療提供体制の対応強化について
(令和4年2月8日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000894894.pdf>

2 新型コロナウイルス治療薬の活用（中和抗体薬及び抗ウイルス薬）

- 新型コロナウイルス感染症の重症化のリスク因子として、高齢者、基礎疾患（心血管疾患、糖尿病、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病等）が指摘されており、これらの者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化リスクを有していることから、それぞれの病態等に応じた適切な治療薬を、早期に投与する体制を確保することが重要です。
そのため、中和抗体薬「ソトロビマブ（ゼビュディ）」や経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル（ラゲブリオ）」の活用を希望する医療機関においては、予め各治療薬の登録センターに積極的な登録をお願いいたします。なお、「モルヌピラビル」の場合は、院外処方された薬剤を対応薬局から患者に迅速に配送し、投薬するため、対応薬局を予め選んでいただく必要があります。
- また、予めこれらの治療薬の一定数の在庫の配置を認める医療機関については、在庫を有効活用する観点から、原則として、都道府県が作成するリストへの掲載に協力いただけることを前提に行うこととしております。一方で、在庫配置の希望をせず、都度発注または院外処方で薬剤の配分を希望する医療機関は、当該都道府県が作成するリストへの掲載を要せず、各治療薬の登録センターに登録をいただければ薬剤の活用が可能です。いずれの場合においても、発注があれば各治療薬の製造販売業者から、配送に協力する医薬品卸を通じて当該治療薬が速やかに医療機関に納付されることとなりますので、御活用ください。
- 加えて、抗ウイルス薬「レムデシビル」については、既に市場流通されており、軽症から中等症にも幅広く利用が可能です。また、令和4年2月10日に承認された経口抗ウイルス薬「ニルマトレルビル・リトナビル（パキロビッド）」については、同月27日までの間は承認直後の試験運用期間として配分を行っていますので、対象となる医療機関等で活用を希望する場合は、下記令和4年2月10日付け事務連絡に基づき、対応をお願いします。
これらの治療薬について、患者の状態や薬剤の特性等に応じて、適切に選

押し活用をお願いします。

(参考)

- ・新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について（令和3年7月20日付け令和4年1月28日一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889676.pdf>

- ・新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について（令和3年12月24日付け令和4年2月10日一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000885823.pdf>

- ・新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）の医療機関及び薬局への配分について（承認直後の試験運用期間）（令和4年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000896601.pdf>

3 希望する患者への3回目ワクチン接種の推進

- 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）について、65歳以上の高齢者は初回接種（1回目、2回目接種をいう。）の完了から6か月以上が経過した段階で、できるだけ前倒して追加接種を受けることができるよう、各自治体にお知らせしています。また、予約枠に空きがあれば、現に高齢者に対する接種が行われている場合においても、6か月の接種間隔が空いたならば、一般対象者についても追加接種の前倒しを行っていただきたい旨お知らせしています。上記の方針をふまえ、3回目のワクチン接種を希望する患者等に対しても、積極的にワクチン接種を進めていただくようお願いいたします。

- また、接種券が届いていない場合においては、「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康

課予防接種室事務連絡) を参照してご対応をお願いいたします。

(参考)

- 追加接種の速やかな実施について(その2)(令和4年1月31日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000890747.pdf>

- 例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナウイルス追加接種を実施する際の事務運用について(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000859245.pdf>

- 追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について(令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889646.pdf>

以上